



佐倉市市民公益活動サポートセンター開所時間変更(案)への 意見募集について

佐倉市市民公益活動サポートセンターは、市民公益活動の推進を図るため、市民、市民公益活動団体および事業者が相互に連携し、交流できる場所並びにその活動拠点として運営しております。更なるサービスの向上と、市内の市民活動がより活発化することを目的として、サポートセンターの開所時間を、現在の午前9時30分から午前9時からにすることについて、意見を募集いたします。

事業の概要

別紙「佐倉市市民公益活動サポートセンター開所時間変更(案)の概要」をご覧ください。

意見提出ができる方

- ・市内に在住、在勤、在学する方
- ・上記の方が主体となって構成された団体（市民団体）
- ・市内に事務所又は事業所を有する法人

意見の提出方法

- ・案件名、住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、団体名及び代表者氏名）を明記の上、持参、郵送、FAX、Eメールにてご意見をお寄せください。
- ・口頭、電話でのご意見は受け付けておりません。
- ・意見の様式は問いませんが、別紙の提出様式をご利用いただくと便利です。

提出先

佐倉市役所 市民部自治人権推進課

【住所】 〒285-8501 佐倉市海隣寺町 97 番地

【FAX】 043-484-1677 【E-mail】 jichijinken@city.sakura.lg.jp

意見募集期間

平成 28 年 1 月 5 日（火曜日）～平成 28 年 1 月 20 日（水曜日） 16 日間

※郵送は平成 28 年 1 月 20 日消印有効。FAX、メールは当日中、持参の場合は午後 5 時まで。

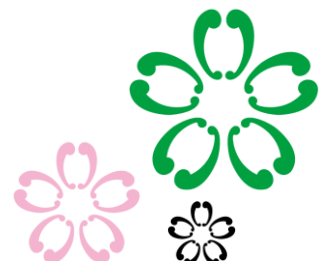
注意事項

- ・この手続は案件に対する具体的な意見を収集するもので、賛否を問うものではありません。
- ・お寄せいただいたご意見は、これに対する市の考え方とともに整理した上で公表いたします。ただし、個々のご意見に直接回答はいたしかねますので、ご了承ください。

問い合わせ先

佐倉市役所市民部自治人権推進課窓口

電話 043-484-6127（平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）



「佐倉市市民公益活動サポートセンター開所時間変更（案）について」に対する意見・提案

氏名又は法人・団体名	
住所又は所在地 (法人は、市内の事業所・ 事務所を記入)	
※市外在住のかたは、以下の欄もご記入ください。	
勤務先又は学校名	
勤務先又は学校の所在地 (地番省略可)	

意見・提案をご記入ください。	
意見・提案内容 提案内容は、なるべく具体的に記入してください。 (例) 現在〇〇なので、△△のように改善することにより、□□になる。	

- ※1 意見が長文にならないよう、なるべく簡潔に記入してください。
- ※2 提出された意見は返却いたしません。また、著作権は佐倉市に帰属されます。
- ※3 提出は、下記まで持参いただくか、郵送、FAX、メールのいずれかの方法でお願いします。

(提出先・問い合わせ)

〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町 97 番地
 佐倉市役所 市民部 自治人権推進課
 [FAX] 043-484-1677
 [メール] jichijinken@city.sakura.lg.jp